

管財契約課
令和6年9月

建設リサイクル法に基づく契約事務手続き等について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第9条第1項に規定する対象建設工事においては、同法第13条第1項の規定に基づき、契約書の中に「解体工事に要する費用等」の明記が義務付けられています。

これまでには、建設工事請負契約書の頭書き部分に記載を行っておりましたが、「別紙《解体工事に要する費用等》」を契約書約款の最終項として綴じ込み製本します。

1. 対象工事

(1) の特定建設資材を用いた建築物・工作物の解体工事、又は(1)の特定建設資材を使用する新築工事等で、(2)の規模以上の工事

(1) 特定建設資材

- ・コンクリート 　・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材 　　　　　・アスファルト・コンクリート

(2) 工事規模

区分	工事の種類	規模の基準
建築物	解体	延べ床面積 80m ² 以上
	新築・増築	延べ床面積 500m ² 以上
	修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他	その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

※入札条件等にて、建設リサイクル法対象工事である旨を明示します。

（ただし、入札結果により、請負金額によっては対象外工事となる場合があります。）

2. 適用時期

令和6年10月1日以降に契約を締結する建設工事

3. 手順（対象工事の場合）

フロー参照

①【 管財契約課・工事担当課 】入札条件等に対象工事である旨を明示



②【 管財契約課 】落札者決定



③【 落札者 】

落札者決定日の翌日（土日祝日の場合は、直近の開庁日）17時までに、桜井市ホームページに掲載している「別紙《解体工事に要する費用等》」をダウンロードし、作成したデータを管財契約課へメールにて提出

kanzaikeiyaku@city.sakurai.lg.jp



④【 管財契約課 】

管財契約課から工事担当課に記載内容の確認を依頼



⑤【 工事担当課 】

不備がなければ、工事担当課から管財契約課に報告

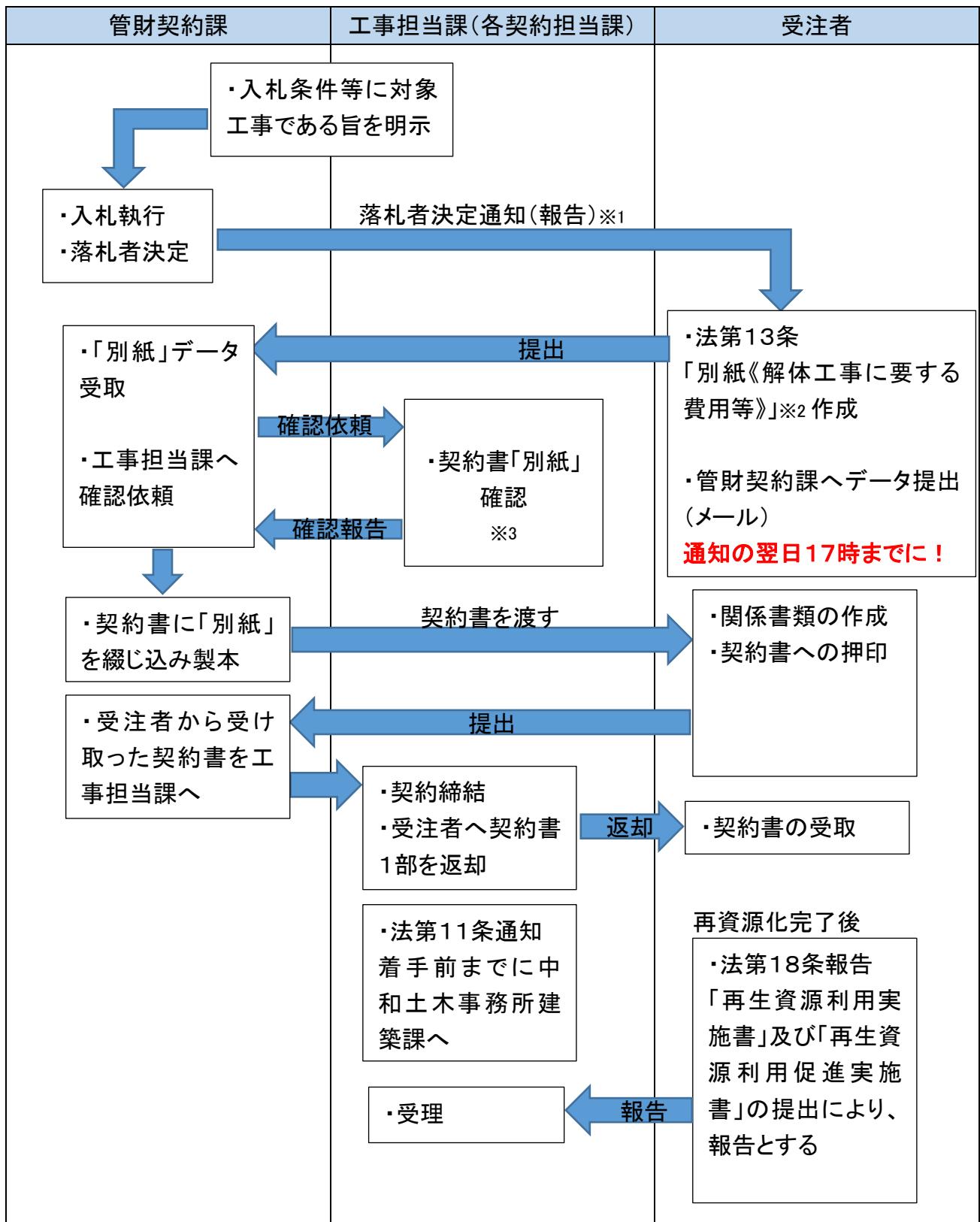
不備があれば、落札者と協議



⑥【 管財契約課 】

契約書頭書き「8 解体工事に要する費用等」に「別紙のとおり」と記載し、契約書約款の最終項に「別紙《解体工事に要する費用等》」を添付し、綴じ込み製本を行う

建設リサイクル法対象工事に係る事務手続きフロー



※1：一般競争入札の場合は、落札候補者決定時

※2：桜井市ホームページに掲載している「別紙《解体工事に要する費用等》」

※3：不備があれば工事担当課は受注者と協議を行う